

熊野商工会議所 店舗改装等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商店等が熊野古道に調和した、伝統的な街並み景観の保存、形成に資する様な店舗の改装等を行うことで、店舗の景観向上による誘客の促進や商店街等の賑わいの創出による地域経済の活性化を促すため、当該改装等に要する経費に対し、熊野商工会議所の予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象店舗)

第2条 補助金の交付対象となる店舗は、熊野商工会議所会員事業所であって、会費を完納している熊野市内に所在する小売業及び飲食業の商店とする。ただし、熊野市から一部助成を受けた補助金のため、市税の滞納がある場合は対象としない。

(補助金の対象整備)

第3条 補助金の対象となる整備内容は、店舗外観の修景整備、店先へのベンチ・椅子・テーブルの設置、花壇整備・花鉢の設置、看板の改修及び設置、暖簾の取付け、日よけの改修及び設置の内、別表に定める補助対象行為に適合するもの、その他熊野商工会議所会頭（以下「会頭」という。）が必要と認めたものとする。ただし、店舗外観の修景整備のために使用する木材や金属等は、黒、茶色又は木の素材を基調とした色とする。また、当該商店が扱う商品を使用した場合は、補助対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、第3条の整備内容に要した全体経費の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。

(事業の申込)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、店舗改装等事業申込書（様式第1号）を会頭に提出し、経営指導員の経営（店舗景観等）改善指導（専門家派遣による指導含む。）を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、経営（店舗景観等）改善指導を受けた後、店舗改装等事業費補助金交付申請書（様式第2号）に次の書類を添付して、修景整備を行う前に会頭へ提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 整備の内容がわかる完成予想図等の資料
- (3) 設計書または見積書
- (4) 現況写真
- (5) 市税納税証明書
- (6) その他会頭が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第7条 会頭は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 会頭は、前項において補助金の交付の決定をしたときは、店舗改装等事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不交付の決定をしたときは、店舗改装等事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付申請内容を変更(中止及び廃止を含む。)しようとするときは、速やかに店舗改装等事業計画変更、中止(廃止)申請書(様式第5号)を会頭に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会頭は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、店舗改装等事業費補助金交付変更決定通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助金に係る事業(以下「補助事業」という。)が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、店舗改装等事業実績報告書(様式第7号)に次の書類を添付して、会頭に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 対象整備に係る領収書の写し
- (3) 完成写真
- (4) その他会頭が必要と認めた書類

(補助金の確定)

第10条 会頭は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、店舗改装等事業費補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第11条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後において交付するものとする。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、店舗改装等事業費補助金請求書(様式第9号)を会頭に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 会頭は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項に規定する補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 会頭は、前項の規定により補助金の交付の取消しをした場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し店舗改装等事業費補助金返還命令書(様式第10号)により期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会頭が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

整備項目	補助対象行為
(1)店舗外観の修景整備	①外壁・扉の板張り等への改修 ②外壁・扉の板張り等への改修に伴う既設壁の撤去 ③外壁・扉の板張り等への改修に伴う防火・防水機能確保に係る屋内外の壁面の改修 ④木製等の戸袋、格子、出格子、手摺り等の改修及び設置 ⑤木製等の戸袋、格子、出格子、手摺り等の改修に伴う既設戸袋、格子、出格子、手摺り等の撤去 ⑥既設シャッターを隠すための板戸等の改修及び設置 ⑦既設シャッターを隠すための板戸等の改修に伴う既設戸の撤去 ⑧景観にふさわしい庇の改修及び設置 ⑨景観にふさわしい庇の改修に伴う既設庇の撤去 ⑩屋外に露出している機器等の木枠等による目隠しや被覆の改修及び設置 ⑪屋外に露出している機器等の木枠等による目隠しや被覆の改修に伴う撤去 ⑫ブロック塀等の木質塀への改修及び木質塀の設置 ⑬ブロック塀等の木質塀への改修に伴う撤去 ⑭景観をさまたげない店舗外観を照らす照明器具の改修及び設置 ⑮景観をさまたげない店舗外観を照らす照明器具の改修に伴う撤去
(2)店先へのベンチ・椅子の設置	①黒、茶色又は木の素材を基調とした色のベンチ・椅子の設置
(3)店先へのテーブルの設置	①黒、茶色又は木の素材を基調とした色のテーブルの設置
(4)花壇整備・花鉢の設置	①景観にふさわしい花壇の整備及び花鉢の設置
(5)看板の改修及び設置	①木製又はこれに準ずるもので、周囲の景観に調和する固定看板の改修及び設置 ②木製又はこれに準ずるもので、周囲の景観に調和する固定看板の改修に伴う既設看板の撤去 ③木製又はこれに準ずるもので、周囲の景観に調和する移動看板の設置
(6)暖簾の取付け	①景観にふさわしい暖簾の取付け
(7)日よけの改修及び設置	①景観にふさわしい日よけの改修及び設置 ; ②景観にふさわしい日よけの改修に伴う撤去
(8)その他	①周囲の趣がある景観との調和を図ることができるものであれば、事前に協議の上、熊野商工会議所会頭が補助対象行為と認めることができる。

備考

補助対象整備は上記であるが、熊野商工会議所店舗改装等事業費補助金交付要綱の第1条（目的）、第2条（補助金の対象店舗）、第3条（補助金の対象整備）に合致しないものは補助対象としない。

店 舗 改 装 等 事 業 申 込 書

年 月 日

熊野商工会議所
会頭

様

申請者

住所又は所在地

事業所名及び代表者氏名



熊野商工会議所 店舗改装等事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり店舗
改装等事業を申込みます。

1 整備予定箇所 熊野市 町 番地

2 整備予定内容

店舗改装等事業費補助金交付申請書

年 月 日

熊野商工会議所

会頭

様

申請者

住所又は所在地

事業所名及び代表者氏名



熊野商工会議所 店舗改装等事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	店舗改装等事業費補助金
補助事業の目的及び内容			
補助事業の効果			
補助事業の施行場所			
補助事業の経費所要額			
補助金額			
補助事業の着手年月日及び完了年月日		年 月 日から 年 月 日まで	
添付書類		1 収支予算書 2 整備の内容がわかる完成予想図等の資料 3 設計書又は見積書 4 現況写真 5 納税証明書 6 その他会頭が必要と認めた書類	
商工会議所 担当者所見			

収 支 予 算 書

◎収入の部

(単位：円)

項目	予算額	備考
計		

◎支出の部

(単位：円)

項目	予算額	備考
計		

店舗改装等事業費補助金交付決定通知書

申請者

住所又は所在地

事業所名及び代表者氏名

様

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので熊野商工会議所 店舗改装等事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

熊野商工会議所 会頭



補助年度	年度	補助金の名称	店舗改装等事業費補助金
補助事業の名称	店舗改装等事業		
補助対象金額(率)	円()		
交付金額	円		
交付予定時期	年 月		
交付条件	1 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画等の変更をするときは、会頭の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止するときは、会頭の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに会頭に報告してその指示を受けること。		

(注) 上記の交付及び決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取り下げをすること。

年 月 日

申請者

住所又は所在地

事業所名及び代表者氏名

様

熊野商工会議所 会頭



店舗改装等事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記の理由により不交付となりましたので、熊野商工会議所 店舗改装等事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

(不交付の理由)

店 舗 改 装 等 事 業
計 画 変 更 申 請 書
中 止 (廃 止)

年 月 日

熊野商工会議所
会頭

様

補助事業者
住所又は所在地

事業所名及び代表者氏名



熊野商工会議所 店舗改装等事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度	補助金の名称	店舗改装等事業費補助金
補助事業の名称	店舗改装等事業		
補助事業の内容	変更前		
	変更後		
変更又は中止 (廃止)の理由			
変更又は中止(廃止)の年月日	年 月 日(予定)		
添 付 書 類	1 2 3 4		

店舗改装等事業費補助金変更決定通知書

補助事業者

住所又は所在地

事業所名及び代表者氏名

様

年 月 日付けで申請のあった補助事業の計画変更又は中止(廃止)について、審査の結果、年 月 日付けで通知した交付決定を、次のとおり変更したので熊野商工会議所 店舗改装等事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

熊野商工会議所 会頭



補助事業の名称	店舗改装等事業	
変更前の交付決定額	事業費	円
	補助金	円
変更後の交付決定額	事業費	円
	補助金	円
変更による比較増減額	事業費	円の 増・減
	補助金	円の 増・減
交付予定時期	年 月	
交付条件		

店 舗 改 装 等 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日

熊野商工会議所

会頭

様

補助事業者

住所又は所在地

事業所名及び代表者氏名



熊野商工会議所 店舗改装等事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告
します。

補助年度	年度	補助金の名称	店舗改装等事業費補助金
補助事業の名称	店舗改装等事業		
補助事業の施行 場 所	熊野市	町	番地
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定通知額	円		
補助事業の経費、精算額	円		
補助事業の内容			
添付書類 1 収支決算書 2 対象整備に係る領収書の写し 3 完成写真 4 その他会頭が必要と認めた書類	※ 報告事項審査結果(熊野商工会議所)		

(注) ※印の欄は記入しないこと。

店舗改装等事業費補助金確定通知書

年 月 日

補助事業者

住所又は所在地

事業所名及び代表者氏名

様

熊野商工会議所 会頭



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、熊野商工会議所 店舗改装等事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	店舗改装等事業費補助金
補助金の交付決定通知額			円
補助事業の経費精算額			円(補助対象)
補助率			
補助金の交付確定額			円
(交付決定通知額) - (交付確定額)			円

店舗改装等事業費補助金交付請求書

年 月 日

熊野商工会議所
会頭

様

補助事業者
住所又は所在地

事業所名及び代表者氏名



熊野商工会議所 店舗改装等事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	年度	補助金の名称	店舗改装等事業費補助金
補助事業の名称	店舗改装等事業		
補助金の	交付決定通知額	円	
	交付確定額	円	
今回交付請求額		円	
未交付額		円	
添付書類	補助金確定通知書の写し		
補助金の振込先 金融機関名	銀行・組合 金庫・農協		支店・支所 出張所
預金種目	当座・普通	口座番号	
フリガナ 口座名義			

店舗改装等事業費補助金返還命令書

年 月 日

補助事業者

住所又は所在地

事業所名及び代表者氏名

様

熊野商工会議所 会頭



熊野商工会議所 店舗改装等事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり返還を命じます。

返還すべき金額			
返還期限			
返還を命ずる理由			
返還方法			
補助年度	年度	補助金の名称	店舗改装等事業費補助金
補助事業の名称	店舗改装等事業		
補助金の交付決定通知額			円
補助金の既交付額	年 月 日交付		円
補助金の交付確定額			円